

仕 様 書

- 1 明 細 冷暖房機 2 台（搬入、設置、取付、調整を含む）
調達物品が満たすべき性能要件は別紙のとおり。
- 2 納入期限 令和 8 年 8 月 31 日
- 3 納入場所 大阪市立弘済院第 2 特別養護老人ホーム（吹田市古江台 6 丁目 2－1）
2 階 静養室・8 号室
- 4 特記事項
 - (1) 大阪市グリーン配送実施要綱を遵守すること。（別紙特記仕様書添付）
 - (2) 大阪市契約関係暴力団排除要綱を遵守すること。（別紙特記仕様書添付）
 - (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議する。
- 5 そ の 他
 - (1) 本調達には、調達機器の搬入、設置、取付、調整の全てを含む。
 - (2) 搬入、設置、取付、調整の作業時については、本院の業務に支障をきたさないよう本院の職員と協議の上その指示に従うこと。また、搬入の際には納入者が立会うこと。
 - (3) 同等品以上可。同等品で対応する際は提案物品が本仕様書の要求条件を満たすことを証明する資料を事前に提出するなどして本院担当者の承諾を得ること。
- 6 担当部署 大阪市立弘済院管理課（施設運営） 北村
〒565-0874 吹田市古江台 6 丁目 2－1
電話 06－6871－8020

1 調達物品が満たすべき性能要件

(1) 静養室の冷暖房機の性能は、以下の要件を満たすこと。

設置場所	2階 静養室	
室内機	壁掛型	
制御方式	インバータ制御方式	
リモコン	ワイヤレスリモコン	リモコン取付具
電源	15Aコンセント (単相 100V)	既設コンセント有
冷房能力	3.6kW以上 (12畳用)	
暖房能力	4.2kW以上	
冷媒	R410AまたはR32	
室外機	床置き架台を新設して設置	
冷媒配管新設	約6m	窓用パネルを用いて貫通
室内外機連絡電線新設	約6m	
室内機の色	白系	
その他の要件	ア 搬入、設置、取付、調整を行うこと。 イ 室内機は押出成形セメント板製の壁にアンカーで取り付けること。 ウ 室外機は静養室の中庭側の窓外に設置すること。 エ 室外機は、床置き架台を新設して取り付けること。 オ 室外機には室名を、塗料等を用いて表示すること。 カ 配管は窓用パネルを用いて屋外へ取り出すこと。 (窓枠高さは約160cmとする) キ 機器の保証期間は検査後1年間とする。	

(2) 8号室の冷暖房機の性能は、以下の要件を満たすこと。

設置場所	2階 8号室	
室内機	壁掛型	
制御方式	インバータ制御方式	
リモコン	ワイヤレスリモコン	リモコン取付具
電源	15Aコンセント (単相 100V)	既設コンセント有
冷房能力	3.6kW以上 (12畳用)	
暖房能力	4.2kW以上	
冷媒	R410AまたはR32	
室外機	床置き架台を新設して設置	
冷媒配管新設	約5m	窓用パネルを用いて貫通
室内外機連絡電線新設	約5m	
室内機の色	白系	
その他の要件	ア 搬入、設置、取付、調整を行うこと。 イ 室内機は押出成形セメント板製の壁にアンカーで取り付けること。 ウ 室外機はバルコニー側の窓外に設置すること。 エ 室外機は、床置き架台を新設して取り付けること。 オ 室外機には室名を、塗料等を用いて表示すること。 カ 配管は窓用パネルを用いて屋外へ取り出すこと。 (窓枠高さは約160cmとする) キ 機器の保証期間は検査後1年間とする。	

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課 06 - 6208 - 7911）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課 06 - 6208 - 7911）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(不当要求に関する報告)

第6条 受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（福祉局総務部総務課 06 - 6208 - 7911）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。